

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	株式申込証拠金	5,000,000	資本金 株式払込剰余金	2,500,000 2,500,000
2	当座預金 売上割引	950,000 50,000	売掛金	1,000,000
3	法人税等	500,000	仮払法人税等 未払法人税等	300,000 200,000
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	繰越利益剰余金	3,100,000	未払配当金 利益準備金 新築積立金	1,000,000 100,000 2,000,000

・解説

1. 株式申込証拠金に関する問題です。

本問はまず、問題文の「申し込み期日までに当座預金に振り込まれていた株式申込証拠金」から、申込証拠金の受取時に以下のような仕訳を切っていたことが分かります。

☆参考・申込証拠金の受取時の仕訳

(借) 当座預金 5,000,000 / (貸) 株式申込証拠金 5,000,000

上記の仕訳を踏まえたうえで、本問で問われている払込期日の仕訳を考えましょう。

問題文の「株式申込証拠金により充当した」「払込額のうち、会社法の規定に定める最低限度額を資本金に組み入れた」という指示に従って、株式申込証拠金を資本金と株式払込剰余金(資本準備金)に**2分の1ずつ**振り替えます。

- ・会社法規定の原則額を資本金に組み入れる場合：全額を資本金に振り替える（会社法第 445 条 1 項）
- ・会社法規定の**最低額**を資本金に組み入れる場合：**資本金と資本準備金に 2 分の 1 ずつ振り替える**（会社法第 445 条 2 項）

★解答仕訳

(借) 株式申込証拠金 5,000,000 / (貸) 資本金 2,500,000  
(貸) 株式払込剰余金 2,500,000

株式申込証拠金に関する問題は、第 101 回の問 4 や 第 108 回の問 4、第 128 回の問 2、第 136 回の問 5、第 149 回の問 4 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 売上割引に関する問題です。

売上割引は、早期回収の見返りとして代金の割引を行う際に使う勘定をいい、金融上の取引に起因するものなので、売上戻りや売上値引のように売上控除項目として処理するのではなく「売上割引」という独立の科目をもって、**営業外費用として処理**します。

本問も早期回収の要件を満たしていますので売上割引を計上しますが、早期回収の要件は会社・取引ごとに異なり、日商簿記検定 2 級の仕訳問題で出題される場合は必ず問題文に指示があるので要件を暗記する必要はありません。

売上割引に関する問題は、第 104 回の問 4や第 118 回の問 1、第 126 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 法人税等に関する問題です。

本問に限らず、日商簿記検定 2 級の第 1 問で出題される法人税等に関する仕訳問題は、必ず中間納付が絡んでくるので、先に中間納付時の仕訳を書き出してから解答すべき仕訳を考えましょう。

☆参考・中間納付時の仕訳

(借) 仮払法人税等 300,000 / (貸) 当座預金など 300,000

上記の中間納付時の仕訳を考慮したうえで、解答すべき仕訳を考えます。具体的には、借方に計上されている仮払法人税等勘定を貸方に計上して相殺消去し、確定した法人税等の額（問題文で与えられます）を法人税等勘定を使って借方に計上し、貸借差額を未払法人税等勘定で処理します。

★解答仕訳

(借) 法人税等 500,000 / (貸) 仮払法人税等 300,000  
(貸) 未払法人税等 200,000

法人税等に関する問題は、第 102 回の問 2や第 107 回の問 2、第 113 回の問 3、第 119 回の問 4、第 122 回の問 5、第 127 回の問 5、第 136 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

5. 利益処分に関する問題です。

利益剰余金（繰越利益剰余金）を財源として配当を行う場合には、「**配当により減少する利益剰余金の額の 10 分の 1 を、資本準備金の額と利益準備金の額とを併せて、資本金の 4 分の 1 に達するまで（利益準備金を）積み立てなければならない**」と定められているので、本問でもこの文言どおりにチェックする必要があります。

まず、問題文に「**配当金 円 1,000,000**」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は 1,000,000 円で、その 10 分の 1 は 100,000 円ということが分かります。新築積立金の積立額 2,000,000 円は利益準備金要積立額の計算には関係ないので気をつけてください。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が 9,500,000 円なので、資本金 40,000,000 円の 4 分の 1 に達するまで積み立てなければならない額は、 $40,000,000 \text{ 円} \div 4 - 9,500,000 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円}$ になります。

ここで、両者を比較すると【100,000円<500,000円】となるので、**利益準備金要積立額は100,000円**になります。

- ・ 配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：100,000円
- ・ 資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：500,000円
- ・ 金額の小さい方（**100,000円**）を利益準備金として積み立てる

配当の10分の1規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の4分の1規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。今回は10分の1規定の金額の方が小さかったので、4分の1規定を忘れていても結果的には正解までたどり着けますが、利益処分の問題は必ず資本金の4分の1規定もチェックしてください。

#### ■類題

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が9,950,000円だった場合、利益準備金要積立額はどのようになるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、併せて確認しておいてください。

#### ■解答

資本金40,000,000円の4分の1の10,000,000円から、資本準備金と利益準備金の合計金額9,950,000円を差し引くと50,000円になり、配当金1,000,000円の10分の1の100,000円よりも小さくなるので、**利益準備金要積立額は50,000円**になります。

- ・ 配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：100,000円
- ・ 資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：50,000円
- ・ 金額の小さい方（**50,000円**）を利益準備金として積み立てる

利益処分に関する問題は、第103回の間3や第106回の間2、第121回の間3、第129回の間2、第135回の間5、第143回の間4でも出題されているので、あわせてご確認ください。